

Ⅱ 令和元年度における政策評価の取組（トピック）

1 証拠に基づく政策立案（E B P M）の推進について

(1) 証拠に基づく政策立案（E B P M）の背景

我が国の経済社会構造が急速に変化する中で、限られた資源を有効に活用して国民から信頼される行政を展開するためには、証拠に基づく政策立案（Evidence-Based Policy Making。以下「E B P M」という。）の推進が重要である。

このため、「統計改革推進会議最終取りまとめ」（平成29年5月19日統計改革推進会議決定。以下「最終取りまとめ」という。）等に基づき、政策、施策及び事務事業の各段階においてE B P Mを推進し、政策の評価を政策改善と次なる政策立案につなげるため、政府全体で取組を進めている。

(2) E B P M推進に係る行政評価局の取組状況

令和元年度において、総務省行政評価局では、E B P Mの考え方の浸透・定着を図り、もって政策立案の質を向上させていくため、以下の取組を実施した。

ア 実証的共同研究

最終取りまとめにおいて、E B P Mのリーディングケースの創出を目指した実証的共同研究（以下「共同研究」という。）の実施が提言されたことを踏まえ、平成30年度から、各府省の政策改善を支援するとともに、得られた知見を各府省と共有し、E B P Mの実践を後押しするため、総務省、各府省及び学識経験者が連携して本共同研究を実施している。

令和元年度は、「競争政策における広報」、「地方公共団体の行動変容につながる効果的な普及啓発手法」及び「財政教育プログラム」の三つを題材として実施した。報告書については、次のホームページで公表している。

(https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/hyouka/seisaku_n/chousakenkyu.html)

令和元年度に実施した三つの共同研究の概要については、以下のとおり。

(ア) 「競争政策における広報」に関する共同研究の概要

公正取引委員会では、競争政策に対する幅広い国民の理解度や関心等の向上を目的として、「消費者セミナー」、「独占禁止法教室」及び「有識者懇談会」（以下「セミナー等」という。）を行っている。

本共同研究では、これらのセミナー等について、参加人数、参加者の属性、内容の違い（例：シミュレーションゲームと呼ばれる演習のあり・なし）等により、理解度や一定期間後の認識・行動がどのように異なるかについて、ランダム化比較試験（Randomized Controlled Trial。以下「RCT」という。）^(注)の手法も取り入れ、どういった要素によって効果に違いが生じるかを分析した。

平成30年度の共同研究では、サンプルサイズが小さい等の要因により確度の高い十分な分析結果が得られなかつたことから、令和元年度も継続して研究しサンプルを増やして分析したことで、セミナー等の参加者数の増加が理解度や満足度を低下させる傾向があること、所要時間は120分以内が望まし

いこと、参加者が若年である場合には講義内容にシミュレーションゲームを取り入れた方が良いことなど、今後の業務改善の根拠とできる信頼度の高い情報を得ることができた。

また、セミナー等の講師は職員が務めているが、満足度や理解度をより高めるハイパフォーマー（高業績者）を特定することができた。これにより、当該職員からのヒアリング等を通じて優れたスキルを特定し、他の職員への普及を図ることで、セミナー等のレベルアップを図るための基礎となる情報を得ることができた。

(注) RCTとは、施策の対象者と非対象者をランダムに振り分けて効果を測定するもの。施策の効果を正確に測定することが可能となる一方、政策実務上、施策の対象者をランダムに振り分けることは難しいことが多い。（「競争政策における広報の効果測定に係る調査・分析」結果報告書（令和2年3月）概要版から抜粋）

(イ) 「地方公共団体の行動変容につながる効果的な普及啓発手法」に関する共同研究の概要

環境省では、地方公共団体向けに地域経済の循環状況に関する分析資料を自動作成するパソコン用ツール（以下「ツール」という。）を同省ホームページ上で無償提供している。

本共同研究では、同省としてもツールの認知や活用実態が不明であったことから、地方公共団体のツールに対する認知、ダウンロード、活用の各段階にどのような阻害要因があるかを把握し、より効果的な普及啓発の在り方について分析した。

その結果、ツールの普及には地方公共団体の環境部局が地域の経済循環を重視しているかどうかが重要であり、人口の大きい地方公共団体の方がよりその傾向が強いなど、団体側の認識や人口規模の違いに応じたアプローチをすることでより効果的な広報ができる可能性が明らかとなった。

また、団体によっては環境部局よりも高いニーズを有している企画部局や産業部局にもアプローチすることで、よりツールが活用される可能性があることも明らかとなった。

(ウ) 「財政教育プログラム」に関する共同研究の概要

財務省では、小・中・高校生への主権者教育の一環として、各地の財務局職員が講師となって授業を行い、日本の社会や財政の仕組みに興味を持ち、財政を自分たちの生活に関わることとして捉え、今後の日本について考えてもらう取組として「財政教育プログラム」（以下「プログラム」という。）を行っている。

本共同研究では、プログラムにおける授業実施や講師派遣の効率的な在り方を把握し、より効果的な授業の実施に向けた検討に活用するため、授業に参加する児童・生徒の財政に対する理解度やイメージの変化等をアンケートやクイズにより把握し、授業の効果の測定・分析調査を実施した。

その結果、プログラムの実施について、授業時間は90分以上、受講人数は35人以下、実施時間は午前中、講師の年齢は20代から30代まで、経験は3回以上といった方法を探ることで、授業に参加した児童・生徒の理解度や満足

度がより高まる可能性があるという、今後のプログラムの改善に向けた示唆を得ることができた。

イ 行政評価局アドバイザーによる助言

各府省におけるE B P Mの実践を後押しする取組として、上記の共同研究に加え、E B P Mに関して造詣が深く、かつ、各府省の実情にも通じており、実務的な観点から意見を頂ける有識者を「行政評価局アドバイザー」として令和元年度に新たに委嘱した（表1）。

行政評価局アドバイザーには、共同研究を始めとする行政評価局のE B P Mの取組について意見を頂いたほか、各府省の求めに応じて、E B P Mの観点から様々な事務事業等についても助言・指導をしていただいた。

表1 行政評価局アドバイザーライズ（E B P M関係）

氏名	所属
大屋 雄裕	慶應義塾大学法学部教授
亀井 善太郎	P H P 総研主席研究員 立教大学大学院21世紀社会デザイン研究科特任教授
小林 庸平	三菱UFJリサーチ&コンサルティング主任研究員
南島 和久	新潟大学法学部教授
深谷 健	武藏野大学法学部准教授

（五十音順。令和2年3月31日現在）

ウ 各行政機関が実施した政策評価についてのE B P Mの考え方を踏まえた点検活動

令和元年度の租税特別措置等に係る政策評価の点検においては、E B P Mの考え方を踏まえ、政策目的実現のための達成目標の設定の在り方や目標の実現状況（効果）の把握・予測の定量化、達成目標の実現に対する租税特別措置等の寄与度についての分析・説明状況に焦点を当てた点検を実施した（令和元年度における点検の概要については、54ページ参照）。

エ 各府省の政策評価担当者等に対する研修

法第20条に基づき、平成13年度から、政策評価に関する共通の理解と専門的知識の向上等に資するため、各府省や地方公共団体の政策評価担当者等を対象として、全国各地にて政策評価に関する研修（政策評価に関する統一研修）を実施している（図1）。

令和元年度は、E B P Mに関する理論並びに各府省及び地方公共団体における実践といった、E B P Mの浸透・定着に資するテーマを設定し、演習やパネルディスカッションの手法も取り入れながら、全国11か所（東京、札幌市、仙台市、

さいたま市、金沢市、名古屋市、大阪市、広島市、高松市、福岡市及び那覇市)にて研修を実施した。研修の概要については、次のホームページで公表している。
(https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/hyouka/seisaku_n/seisaku_forum.html)

図1 令和元年度政策評価に関する統一研修の様子



中央研修・演習型（規制の政策評価）の研修の様子
(令和元年12月)



中央研修・講義型の研修の様子（令和2年1月）



地方研修（高松会場）の研修の様子（令和元年12月）



地方研修（さいたま会場）の研修の様子（令和2年2月）